

ひとり親家庭 サポートパンフレット



木更津市マスコットキャラクター きさポン

木更津市こども家庭支援課 こども家庭センター係

令和7年8月

～はじめに～

ひとり親サポートパンフレットについて

本パンフレットは、ひとり親家庭の皆様にお役立ていただけるよう生活や子育て、就労等に関する様々な支援サービスや相談窓口を紹介しているものです。

本パンフレットをご活用頂き、わからないことや心配なことがあれば、ひとりで抱え込まずご相談ください。



ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者が心身の障害により働けない方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 婚姻によらないで母・父となった方

寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態である方



目次

1 経済的な支援や制度

- (1) 各種手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
- (2) 医療費の助成について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 貸付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- (4) その他の経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 減免制度や優遇措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8

2 子育て支援

- (1) 保育園・一時預かり・その他子育て支援事業について・・・・・・・・ 9～11
- (2) こどもの発達支援について・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 教育における支援について・・・・・・・・・・・・ 12～13
- (4) 学習支援事業・子ども食堂・・・・・・・・・・・・ 14～15

3 障がいのある子への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4 就労に向けての支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

5 住まいの支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

6 相談窓口

- (1) ひとり親家庭の相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 困難な問題を抱える女性（男性）の相談・・・・・・・・ 19
- (3) 子育てに関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
- (4) 健康に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (5) 消費生活に関する相談・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (6) 生活・経済困窮に関する相談・・・・・・・・・・・・ 22～23
- (7) 就労に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～24
- (8) 養育費・親子交流に関する相談・・・・・・・・・・・・ 24
- (9) 人権相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (10) 木更津市の法律相談・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (11) 行政書士相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (12) 交通事故相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (13) 他機関の法律相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

※収入要件などの条件がある場合がありますので、
このパンフレットを参考に詳しくは問い合わせ窓口にお尋ねください。



Ⅰ 経済的な支援や制度

(1) 各種手当について

【(1)～(2) お問い合わせ先】 こども政策課 子育て給付係

TEL：0438-23-7243

児童手当

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代まで）を養育している父母等に対し手当を支給します。児童手当は申請月の翌月分から支給されます（ただし、出産や転入の場合は、その事由の発生日から15日以内に申請すれば翌月から支給されます）。

<離婚等により受給者の変更を行う場合>

原則、前受給者からの消滅届が必要になります。ただし事情により前受給者からの消滅届が提出できない場合、同居優先の申立により児童手当を新規に申請することもできます。

※同居者優先の申立により申請を行う場合、離婚している方は、戸籍謄本や離婚届の受理証明書の添付が必要です。協議離婚中の方は、裁判所からの事件係属証明書や調停期日呼び出し状など、その事実が確認できる書類の添付が必要です。

<DV等により避難されている方へ>

※離婚の協議等がなされている場合、上記同居者優先の申立により申請することが可能です。DV等により避難された方で、木更津市に住所が無い方でも本市により児童手当を受給することが可能な場合もありますので、ご相談ください。

<手当額>（令和6年10月現在）

子どもの年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代まで	10,000円	30,000円

児童扶養手当

父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で基準以上の障害の状態にある者)を養育する方に支給されます。

【手当額】(令和7年4月時点)

■全部支給：月額46,690円

■一部支給：月額46,680円～11,010円

■児童が2人以上いる場合の加算額

2人目以降1人につき 11,030円～5,520円

※物価スライドにより手当額は改定されることがあります。

※所得に応じて10円単位で設定。受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の所得が、限度額以上の場合は、支給額の全部又は一部が停止となります。

所得制限限度額表は以下のとおり(令和6年11月分より)

扶養親族等の数(人)	受給者本人				孤児等の養育者/配偶者/扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

※収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

JR 特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、その料金が3割引になります。割引制度を受けるにはこども政策課で申請が必要です。

遺児手当

父または母が死亡、もしくは父または母が一定以上の障害の状態にある義務教育終了前または高等学校等に在学している遺児を監護する父又は母等に支給します。

【手当額（月額）】（令和6年6月時点）

- 乳幼児 5,000円 ■中学生 7,000円
- 小学生 6,000円 ■高校生 8,000円

（2）医療費の助成について

ひとり親家庭等医療費等助成制度

母子家庭の母、父子家庭の父とその児童などを対象に、保険診療の範囲内で医療費の一部を助成します。

【自己負担額】

- 入院1日：300円 通院1回：300円
- 調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。

子ども医療費助成制度

高校3年生相当まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成します。

【自己負担額】

- 入院1日：200円 通院1回：200円
（同一医療機関同月入院11日、通院6回以降は自己負担金無料）
- 調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。

また、未就学児は課税・非課税世帯を問わず全員無料となります。

未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が指定養育医療機関において入院療養が必要と認めたものに対して、養育医療の給付を行います。

(3) 貸付について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL：0438-23-7249

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を応援するとともに、あわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るために各種資金の貸付を行っています。

◆対象者

- ・ 20歳未満の児童を扶養している死別・離婚等により配偶者のない者
- ・ 母子家庭の子または父子家庭の子
- ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ・ 過去に母子家庭として20歳未満の児童を扶養したことがある配偶者のない女子(寡婦)
- ・ 寡婦の子
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子であって、現在は児童を扶養していない者

◆申込方法

木更津市役所こども家庭支援課で受付を行い、君津健康福祉センターで調査・審査をして貸し付けを決定します。

◆資金の種類

修学資金・就学支度資金・就業資金・生活資金・技能習得資金・就職支度資金等

申請から決定までには期間を要します。

お早めにご相談ください。



生活福祉資金貸付

【お問い合わせ先】 木更津市社会福祉協議会 TEL：0438-25-2089

所得の比較的少ない世帯（低所得世帯）・障害者世帯・高齢者世帯に対して、世帯の自立と生活の安定を図ることに役立てていただくための貸付制度です。

資金の用途に応じ「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。この制度の特徴は、資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援が一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。貸付条件は資金種類によって異なります。また、福祉資金の一部である「緊急小口資金」は緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に少額の費用を貸し付けております。貸付に際しては原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援に同意していることを要件とします。（実施主体：千葉県社会福祉協議会）

（４）その他の経済的支援

生活保護制度

【お問い合わせ先】

生活支援課 TEL:0438-23-6794・0438-23-6795・0438-38-6296

【生活保護とは】

一生の間には、病気やけがで働けなくなったり、高齢のため収入が少なくなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。

生活保護は、年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。

【生活保護の手続き】

生活保護が受けられるかどうか、受けられるとしたらどの程度なのかは、それぞれの世帯の状況によって異なりますので、ご相談ください。

生活保護を申請できる方は、ご本人もしくは扶養義務者または同居の親族です。申請から調査をして決定まで2週間から1ヶ月程度かかりますのでお早めにご相談ください。

(5) 減免制度や優遇措置

国民健康保険税の減免

【お問い合わせ先】 保険年金課 国保賦課係 TEL:0438-23-7046

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減額が認められることがあります。次のような場合は、保険年金課にご相談ください。

- ・火災、風水害、震災などの災害により財産に大きな損害を受けた世帯
- ・盗難、横領などにより財産に大きな損害を受けた世帯
- ・失業、廃業又は事業不振により収入が著しく減少し、かつ、疾病・負傷などにより長期にわたって就労が困難である世帯
- ・長期にわたる疾病・傷病をしたことに伴い医療費が著しく増加した世帯
- ・収入が生活保護基準額以下であり、かつ、疾病・傷病などにより長期にわたって就労が困難である世帯

非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度

【お問い合わせ先】 保険年金課 国保賦課係 TEL:0438-23-7046

雇用保険に加入されていて、離職時が満65歳未満であった方は、離職の翌日から翌年度末まで国保税が軽減されます。※軽減を受けるには、申告書の提出が必要です。(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちください。)

対象：特定受給資格者・特定理由離職者として、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方。

非自発的失業者とは倒産や解雇などによる離職や雇止めなどにより離職された方で、国民健康保険税の算定にあたり給与所得を100分の30とみなして算定する制度です。

離職時に65歳未満の方で、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者の方が対象となり、軽減を受けるには申請が必要です。

健（検）診費用の免除

【お問い合わせ先】 健康推進課 TEL:0438-23-8376

次項の方については、各種健（検）診の自己負担金が無料となります。

(1) 市民税非課税世帯に属する人

健（検）診希望日より前に健康推進課へ申請が必要です（持ち物：本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど））

(2) 生活保護世帯に属する人

生活支援課で保護受給証明書を発行してもらい（発行には印鑑が必要です）、健（検）診当日ご持参ください。

※各種健（検）の詳細は広報・HP・電話等にてご確認ください。

ひとり親控除・寡婦控除・扶養控除・特定親族特別控除

【お問い合わせ先】 市民税課 TEL:0438-23-8571、0438-23-8574

下記の条件に該当する場合、年末調整や確定申告、市県民税申告をすることにより税金の控除が受けられます。

◆ひとり親控除

以下の条件に当てはまる場合婚姻歴の有無や性別に関わらずひとり親の控除が受けられます。

- ・12月31日時点で婚姻していない
- ・合計所得が58万円以下の生計を一にしている子がいる（他の方の扶養親族とされていない場合に限る）
- ・本人の所得が500万円以下（給与のみの場合：年収約677万円以下）
- ・住民票で夫（未届）や妻（未届）等の事実婚である対象者がいない

ひとり親控除	所得税控除額	住民税控除額
上記条件に当てはまる場合	35万円	30万円

◆寡婦控除

過去に婚姻歴がある女性の方で、その年の12月31日時点で婚姻しておらず、下記の条件に当てはまる場合、寡婦控除が受けられます。

控除	扶養等	理由	所得制限 (合計所得)	所得税 控除額	住民税 控除額
寡婦	なし	死別・生死不明	500万円 以下	27万円	26万円
	子以外の扶養親族	死別・生死不明・ 離婚			

※子以外の扶養親族は合計所得が58万円以下であることが条件です。

※ひとり親控除と寡婦控除は重複して適用することはできません。

◆扶養控除

合計所得が 58 万円以下の生計を一にしている親族がいる場合、扶養控除が受けられます。

扶養控除		所得税 控除額	住民税 控除額	
扶養控除	一般（下記以外の生年月日）	38 万円	33 万円	
	特定(H15.1.2～H19.1.1)	63 万円	45 万円	
	老人(～S31.1.1)	一般	48 万円	38 万円
		同居老親等	58 万円	45 万円
控除対象外	年少（H22.1.2～R7.12.31）	0 円	0 円	

※年少扶養は、控除自体はありませんが扶養の人数として含みます。

※同居老親等は扶養者または配偶者の直系尊属（父母、祖父祖母等）で、同居している方が対象です。施設等で生活している方は対象外となります。

※他の方に扶養に取られているときは、重複して扶養に取ることはできません。

※事業専従者の方を扶養に取ることはできません。

◆特定親族特別控除

合計所得が 58 万円を超えていても、生計を一にしている特定親族（生年月日：H15.1.2～H19.1.1）がいる場合に限り、控除が受けられます。控除額は、特定親族の所得金額に応じて以下のとおり異なります。

特定親族の合計所得金額	所得税 控除額	住民税 控除額
58 万円超 85 万円以下（123 万円超 150 万円以下）	63 万円	45 万円
85 万円超 90 万円以下（150 万円超 155 万円以下）	61 万円	
90 万円超 95 万円以下（155 万円超 160 万円以下）	51 万円	
95 万円超 100 万円以下（160 万円超 165 万円以下）	41 万円	
100 万円超 105 万円以下（165 万円超 170 万円以下）	31 万円	
105 万円超 110 万円以下（170 万円超 175 万円以下）	21 万円	
110 万円超 115 万円以下（175 万円超 180 万円以下）	11 万円	
115 万円超 120 万円以下（180 万円超 185 万円以下）	6 万円	
120 万円超 123 万円以下（185 万円超 188 万円以下）	3 万円	

※（）内は、収入が給与のみの場合の収入金額となります。

※控除は受けられますが、扶養の人数として含むことはできません。

※納税者本人の所得に上限はありません。

2 子育て支援



(1) 保育園・一時預かりについて

【お問い合わせ先】 こども保育課

TEL：0438-23-7245

保育園・認定こども園の入園

就学前児童の教育・保育の希望については、保育所・認定こども園等の利用が可能です。途中月入園申し込みについては、前月10日(土日・祝日の場合は、10日以前の直近の平日)を締切日として毎月受付をしています。ひとり親世帯等(単独母子等)については、所得に応じ保育料が減免となる場合があります。

幼児教育・保育の無償化

■幼稚園、認定こども園、認可保育所等

3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化

- ・私立幼稚園については、月額25,700円を上限に無償となります。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園、認定こども園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。0歳児クラスから2歳児クラスは、市民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化となります。

■幼稚園の預かり保育(認定こども園の1号認定こどもを含む)

保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

- ・利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円のいずれか低い額を上限に無償化
- ・満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり450円、月額16,300円のいずれか低い額を上限に無償化

■認可外保育施設等(※1)

保育の必要性があり、かつ保育所等(※2)を利用していない3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの場合は月額37,000円を上限に、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの場合は、月額42,000円を上限に利用料が無償化

※1 届出済で千葉県の指導監査基準を満たしている認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時保育、休日一時保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター

※2 認可保育所等、一定基準（平日 8 時間かつ年間 200 日）以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業無償化の認定を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。利用施設またはこども保育課へお問い合わせください。

放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、施設において児童の健全な育成を行います。

一時保育

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 支援センター係

TEL : 0438-38-5798



仕事・通院・出産・冠婚葬祭等、一時的に児童を家庭で保育できない場合に、預かりを行います。リフレッシュタイムの利用も可能です。1時間あたり 300 円～600 円です。

産前産後・家事育児サポート（らづファミ応援隊）

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL : 0438-23-7249

子育て家庭の負担が軽くなることを目的とした子育て支援事業です。サポート内容は、掃除や食事の支度等の家事支援、対象家庭の児童の世話等の育児支援があります。利用するには事前に登録手続きが必要です。詳細は、下の 2 次元コードでご確認下さい。

■対象：木更津市に居住し、2歳未満の児童を養育している家庭
または妊婦。

■金額：一般世帯 500 円/時間
非課税世帯 250 円/時間
生活保護世帯 0 円/時間
多胎児家庭 250 円/時間

※1日1回2時間以上
(合計利用上限年間40時間まで)



子育て短期支援事業

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL：0438-23-7249

■ショートステイ

保護者の病気や出産等で家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設でお預かりします。

期間：1週間以内（1泊2日～6泊7日）

■トワイライトステイ

保護者の仕事や通院等で帰宅が遅くなる場合等に、一時的に児童福祉施設等でお預かりします。

期間：平日の夜間（17:00～22:00）、日曜・祝日（8:30～17:00）

【対象（ショートステイ及びトワイライトステイ）】

木更津市に住民登録のある2歳～中学校3年生の健康な児童



【実施施設】

児童養護施設「野の花の家」木更津市真里谷 1880-5

児童養護施設「びっき」袖ヶ浦市戸国飛地 398-1 ※送迎は各自対応お願いします。

ファミリー・サポート・センター ※利用料の一部助成あり

子育てのサポートしたい人（依頼会員）と、サポートを受けたい人（提供会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の相互援助活動です。活動内容は、保育施設や習い事の送迎、保護者が仕事やリフレッシュしたいときの子どもの預かりなどです。ひとり親等の方がサポートを依頼する場合、利用料の一部助成があります。助成を受けるには事前に登録手続きが必要です。詳細は、下の2次元コードでご確認下さい。

■対象：生後6か月～小学6年生までのお子さん ※事前に会員登録が必要です。

■金額：1時間 350円 ※利用料助成の登録をした場合の金額です。登録をしていない場合、1時間 700円となります。同世帯から複数の子どもの預かる場合は、2人目以降の分は半額となります。

【お問い合わせ先】 木更津市ファミリー・サポート・センター

TEL：0438-22-3833

木更津市潮見2丁目9番地（木更津市民総合福祉会館内）



(2) こどもの発達支援について

児童通所支援

【お問い合わせ先】 こども発達支援課 TEL：0438-23-7244

■児童発達支援

対象：療育が必要な就学前までの児童

■放課後等デイサービス

対象：療育が必要な就学後18歳までの児童



ご利用には要件、一部自己負担金があります。ご利用対象となるか否かにつきましては、事前にご相談ください。

軽度・中等度難聴児補聴器助成

【お問い合わせ先】 こども発達支援課 TEL：0438-23-7244

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の、言語・社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。※対象要件があります。購入前に事前相談及び申請が必要となります。

(2) 教育における支援について

就学援助制度（準要保護制度）

【お問い合わせ先】 学校教育課 学務保健係 TEL：0438-23-5259

木更津市内の公立学校に通学中または入学予定の児童生徒の保護者の方で、経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などの経費の一部を助成します。収入要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

奨学制度

【お問い合わせ先】 教育総務課 管理係 TEL：0438-23-5243

経済的な理由で学校に通うことが困難な学生にお金を貸し出す制度です。
収入要件等ありますので、詳しくはお問い合わせください。

高等学校に在住する人		月額 10,000 円以内	
高等専門学校に在住する人	1, 2, 3 年生		月額 10,000 円以内
	4, 5 年	国公立	月額 40,000 円以内
		私立	月額 50,000 円以内
大学に在住する人	国公立	月額 40,000 円以内	
	私立	月額 50,000 円以内	



(4) 学習支援事業・子ども食堂

子どものための学習支援

【お問い合わせ先】木更津市社会福祉協議会 地域福祉係

TEL:0438-25-2089 木更津市潮見 2-9 (木更津市民総合福祉会館内)

大学生や地域のボランティアと一緒に勉強する場所です。
途中で、簡単なゲームやレクリエーションをしながら過ごします。

- 対象：市内在住の中学生（＊小学生高学年は要相談）
- 参加費：無料
- 日時場所（令和7年6月時点）

	地区	日時	会場
1	三中地区	毎週火曜日 午後5時30分から午後7時30分	西清川公民館
2	岩根地区	毎週水曜日 午後5時30分から午後7時30分 ※「岩根こどもサロン」が開催される週（月1回） は土曜日の午前10時から正午まで	岩根公民館または新御堂寺
3	一中地区	毎週木曜日 午後5時30分から午後7時30分	中央公民館
4	富来田地区	毎週金曜日 午後5時30分から午後7時30分	富来田公民館

事前申込が必要です



子ども食堂一覧表(木更津市内)

令和7年7月現在

	子ども食堂の名称	開催場所		開催状況			
		施設名	所在地	開催日	時間	主な対象者	参加費用
1	木更津みなと口 子ども食堂	桜井公民館	桜井新町 4-2	第2木曜日	17:30~ 19:30	地域の生きづら さを抱えるこども とその母親。	子ども:100円 大人:100円以上
		証證誠寺 (證誠寺会館)	富士見 2-9-30	第4木曜日	16:00~ 17:00		
2	木更津波岡子ども食堂	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	毎月第2.4 金曜日	17:30~ 20:00	どなたでも	子ども:無料 大人:300円
3	いわね♡子どもサロン	岩根公民館	高柳 3-2-1	毎月第4 土曜日	10:00~ 12:30	高柳小学校児童	小学生無料
4	寺子屋妙蓮寺 子ども食堂	妙蓮寺	請西南 2-13-2	毎月第1 土曜日	11:30~ 14:00	どなた様でも、 ご参加頂けます。	子ども:無料 大人:300円
5	おにぎりCLUB	寛傳知	中央 2-8-18	毎月 第1水曜日	18:30~	どなたでも	おにぎり+ 豚汁300円
6	こどもライオンズ食堂 かずさや	学童保育 ソフィア キッズクラブ	清見台南 2-4-7	月1~2回	10:30~ 12:30	概ね 6歳~18歳	無料
7	畑沢子ども食堂	天理教 畑沢分教会	畑沢 1053-66	月1~2回	16:00~ 17:00	事前登録制 小中学生を中心 とした地域住民	子ども:無料 大人:300円
8	馬来田ぷらす	富来田公民館	真里谷110	毎月最終 火曜日	17:30~ 19:00	少子化、高齢化が 進む地域なので、 子どもから高齢者 まで。会場の関係 で40名まで。	子ども:100円 大人:300円
9	大久保ぷらす	コミュニティ カフェ めぐみ食堂	大久保 6-23-6	毎月第2 火曜日	17:30~ 19:00	少子化、高齢化が 進む地域なので、 子どもから高齢者 まで。会場の関係 で20名まで。	子ども:100円 大人:300円
10	おむすびスポット	岩根中学校前 旧高柳書店	高柳 2-7-5	毎月第1.3 水曜日	6:45~ 8:30	登校前の子ど も・大人8時~ おむすび・パン 50円	登校前の子ども(大学生 まで)無料
11	波岡地域食堂 にこハピ	波岡公民館	大久保 5-7-1	毎月第1.3 金曜日	17:00~ 19:00	どなたでも	子ども(18歳まで) :無料 大人:300円+お気持ち をご寄付
12	木更津ポニー 子ども食堂	中郷 オーガニック ポニー ファーム	井尻 821-1	毎月1回 (不定期)	不定期	どなたでも	子ども:100円 大人:200円
13	はらばん子ども食堂	畑沢公民館	畑沢 1053-12	第5週 土曜日	不定期	どなたでも	2歳まで:無料 中学生以下:100円 高校生(高校生以上) :300円

※「こども食堂すまいりい」は、令和7年7月現在休止中

3 障がいのある子への支援

【お問い合わせ先】 障がい福祉課

障がい給付係 TEL:0438-23-8513 (手当について)

障がい支援係 TEL:0438-23-8497 (医療制度・障害福祉サービスについて)

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳[Ⓐ]～Bの1程度または同程度の精神障がいをもつ児童)を家庭で養育している方に支給します(施設入所者・年金受給者を除く)。※支給にあたり所得制限等があります。

障害児福祉手当

20歳未満で日常生活において常時介護を必要とする程度(身体障害者手帳1級程度、療育手帳[Ⓐ]程度または同程度の重度精神障がい児)の方に支給します。

※所得制限等あり、施設入所者は除く。心身障害児福祉手当との併給は不可。

心身障害児福祉手当

20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級または療育手帳[Ⓐ]～Bの1)を養育している方に支給します。※所得制限なし。障害児福祉手当との併給は不可。

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童が、指定自立支援医療機関で障がいを取り除いたり、軽くしたりする治療を受ける場合、医療費の一部を公費負担します。※対象となる障害は定められています。また世帯の課税により一部自己負担金があります。

障害福祉サービス

障害福祉サービスは介護の支援を受ける介護給付や就労等の支援を受ける訓練等給付があります。※サービス内容によって対象年齢が異なるため事前にご相談ください。

4 就労に向けての支援

【お問い合わせ先】 こども家庭支援課 こども家庭センター係

TEL : 0438-23-7249

自立支援教育訓練給付金

医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について、受講料の60パーセントの費用を助成します。講座受講を始める前に、市への事前相談と申請手続きが必要です。

詳しくはホームページをご覧ください。



高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士や社会福祉士など、生活の安定を図るための資格取得を目指して、養成機関で修業する方について、修業期間中の生活費を支援します。申請には市への事前相談が必要です。

詳しくはホームページをご覧ください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親の方に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。

- 入学準備金：500,000円以内
- 就職準備金：200,000円以内



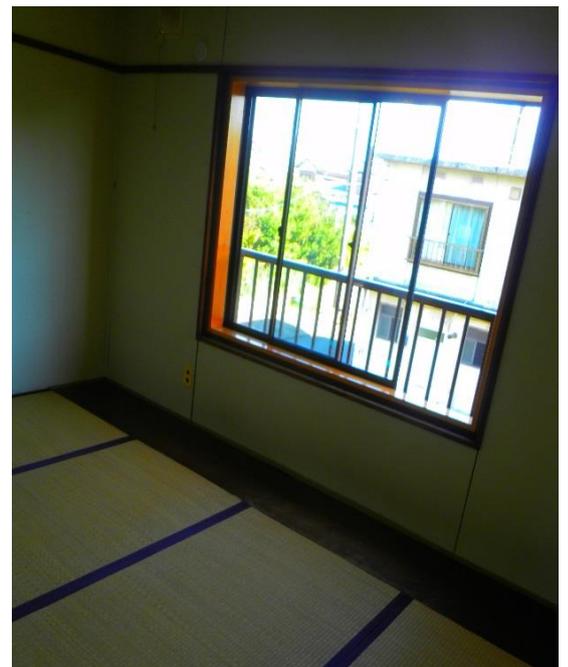
5 住まいの支援

市営住宅

【お問い合わせ先】 木更津市役所住宅課 市営住宅係 TEL:0438-23-8598

年4回(5月、8月、11月、2月)それぞれの月の1日から15日まで募集します。

入居には条件があります。募集しない月もありますので、詳しくはお問い合わせください。



県営住宅

【お問い合わせ先】 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部 募集課 TEL:043-222-9200

特枠である母子及び父子世帯(申込本人に現に配偶者がなく20歳未満の子を扶養している者)に該当すれば抽選で優遇されます。

年4回(4月、7月、10月、1月)それぞれの月の1日から15日まで募集します。

入居には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

住居確保給付金

【お問い合わせ先】 福祉相談課 TEL:0438-23-6716

離職等で経済的に困窮し、住まいの喪失、喪失のおそれのある方へ一定期間家賃相当額を給付し、住まいの確保及び就労機会の確保に向けた支援をします。

収入要件、資産要件等ありますので、詳しくはお問い合わせください。

6 相談窓口

(1) ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の相談

母子・父子自立支援員兼女性相談支援員が、ひとり親家庭の方の生活や福祉について、相談に応じます。

【相談内容】

- 福祉制度についての紹介
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- 就業についての相談 等

【お問い合わせ先】こども家庭支援課 こども家庭センター係 TEL:0438-23-7249

NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ

電話相談（離婚前可）やひとり親家庭同士の交流や情報提供をしています。

■シングルマザーのための電話相談

毎週火曜日・木曜日 16:00～21:00（平日）※祝日はお休みです。

電話相談：050-3196-1114

【お問い合わせ先】NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ TEL:03-3263-1519

(2) 困難な問題を抱える女性（男性）の相談

困難な問題を抱える女性（男性）への相談

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力や家庭不和の悩み、生活相談（離婚・生活困窮・就労）等について相談に応じます。

※女性に限らず性別を問わず相談に応じています。

【お問い合わせ先】こども家庭支援課 こども家庭センター係 TEL:0438-23-7249

(3) 子育てに関する相談

木更津市こども家庭センター

妊娠や出産、子ども、子育て全般に関する相談や虐待、貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えた子供に関する相談に家庭相談員が応じ、必要な情報を提供します。

【お問い合わせ先】こども家庭支援課 こども家庭センター係 TEL:0438-23-7249

こども発達支援課『きらっと』

就学前から就学後18歳までの子どもの発達に関わる相談窓口です。

相談には発達相談員、教員、保育士などの専門職が応じ、母子保健、児童福祉、障がい福祉、教育部局への円滑な接続・移行支援を行います。

	相談事業	対 象
1	窓口・電話相談	就学前から18歳まで
2	こども相談	就学前から小学生まで
3	幼児言語教室『ひまわり』	年長児(5歳児)
4	療育支援事業『ぺんぎん』	児童通所支援をご利用の方を除く

【お問い合わせ先】こども発達支援課『きらっと』 TEL:0438-23-7244

地域子育て支援センター

子育て中の親子が気軽に集うことや、乳幼児の育成や心配なこと等を専門家に相談できます。

	子育て支援センター名	住所	電話番号
1	木更津市わかば子育て支援センター	木更津市大和 3-2-4	090-6005-5462
2	木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東 7-2-1	0438-30-7320
3	地域子育てセンター・ゆりかもめ寺町分館	木更津市中央 1-3-21	0438-22-3630
4	地域子育てセンター・ゆりかもめ東清分館	木更津市日の出町 100-233	0438-98-3137
5	ふくた保育園子育て支援センター	木更津市下郡 1874-5	0438-53-5553
6	さとの保育園子育て支援センター	木更津市下烏田 893	0438-38-4827
7	うみまち保育園子育て支援センター	木更津市中島 1013-1	0438-97-7563
8	岩根地区子育て支援センターあゆみ	木更津市久津間 1084	0438-41-4405

【お問い合わせ先】こども家庭支援課 支援センター係 TEL:0438-38-5798

木更津市まなび支援センター

*来所相談は要予約

【青少年・子育て相談】

幼児から青少年までと保護者、ご家族などを対象に電話・来所・メール相談を行っています。児童・生徒自身・保護者・ご家族などどなたでも相談できます。

■こんな相談が寄せられています

- ・子育て・しつけ・家庭のこと
- ・不登校・友人関係・いじめ・学習 等



■電話相談専用：0438-25-5000 利用時間：9:00～16:30

■メール相談：mailsoudan@kisarazu.ed.jp メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@kisarazu.ed.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

【お問い合わせ先】木更津市まなび支援センター TEL：0438-22-4152

木更津市朝日1-8-17

(4) 健康に関する相談

健康推進課

*来庁相談は要予約

専門職(母子保健コーディネーター、保健師、栄養士、歯科衛生士など)による相談を電話・来所・メールにて行っています。お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- ・妊娠・出産に関すること
- ・お子さんのからだに関すること(身長・体重、運動・精神発達など)
- ・食事(離乳食を含む)に関すること
- ・歯や口に関すること
- ・健診結果や生活習慣改善に関すること
- ・予防接種に関すること 等

■メール相談：kensui@city.kisarazu.lg.jp

メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@city.kisarazu.lg.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

■電話相談：下記のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】健康推進課 母子に関すること TEL：0438-23-1300

大人に関すること TEL：0438-23-8376

(5) 消費生活に関する相談

消費生活センター

商品・サービスや契約に関する苦情やトラブル、多重債務等について、専門の資格を持った消費生活相談員がお話を聞いたうえで、問題解決のための助言やあっせんを行っています。

※多重債務の相談をする場合に準備するもの

借金をした時の契約書・領収書等、債権者の連絡先、債権者ごとのおよその借入残高、収入と資産の概要、多重債務に至った理由等をメモしておくこと相談がスムーズになります。

開設日時：月～金（祝日を除く）10：00～16：00 ※面談は、要予約

【お問い合わせ先】 木更津市消費生活センター TEL：0438-20-2234

(6) 生活・経済困窮に関する相談

生活困窮者自立相談支援事業

相談支援員が生活の様々な困りごとについて相談に応じます。

生活の課題を整理し、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立の促進のため寄り添いながら支援を行います。

家計改善支援事業

滞納や債務、収支のバランス等家計に課題を感じている方の家計の相談に応じます。

家計表やキャッシュフロー表などを用い、家計の現状の把握による気づきや将来に向けて家計を管理することが出来るよう支援を行います。



【お問い合わせ先】 福祉相談課 TEL：0438-23-6716

君津ふくしネット（中核地域生活支援センター）

「こども」「高齢者」「障がいのある方」等、対象者を問わない総合相談支援センターとして24時間365日体制で、福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。

ご相談内容によっては、市役所など関係機関と連絡調整を行い、問題の解決を図ります。

- 電話相談 24時間受付・年中無休
- 外来相談 8:30～17:30まで（要予約・年中無休）

【お問い合わせ先】 君津ふくしネット TEL：0439-27-1482

（7）就労に関する相談

ハローワーク木更津マザーズコーナー

ハローワーク木更津の中にある仕事と子育ての両立をサポートするためのコーナーです。キッズコーナーには、絵本・おもちゃなどが備えられており、ベビーカーの貸し出しもできますので子連れでも安心して利用することができます。担当制による職業相談や保育関連サービス等の必要な情報を提供します。ハローワーク木更津職業相談部門でも相談ができます。

対 象：就労していない20歳未満のお子様がいる方

開設時間：月曜～金曜 8：30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

【お問い合わせ先】 ハローワーク木更津マザーズコーナー TEL：0438-25-0881

ハローワーク木更津職業相談部門 TEL：0438-25-8609（部門コード41#）

母子家庭等就業・自立支援センター

就業に関する相談や無料職業紹介等を来所（要予約）、電話、Eメールにより行います。

対 象：県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方

開設時間：月曜～金曜 9：30～16：30（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

【お問い合わせ先】 一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

電 話：043-225-0608（就業相談専門電話）

メール：chibak-bosi@ce.wakwak.com

所在地：千葉県母子福祉会館千葉市中央区亥鼻 2-10-9

千葉県ジョブサポートセンター

就職・転職・再就職の支援をする施設です。出産・育児・介護等により離職し、再び働きたいと考えている女性を対象に再就職やキャリアアップのサポートをしています。

キャリアコンサルタントによる就職相談や、生活に関する個別相談など、一人ひとりの幅広いニーズや課題に応えられるような情報提供とサポートを行います。

対 象：千葉県にお住まいの方、千葉県での就業を検討されている方

開設時間：月曜～金曜 9：00～17：00 第1・3・5土曜 10：00～17：00

(最終受付は16：30、第2・4土曜・日・祝日・年末年始はお休みです)

【お問い合わせ先】千葉県ジョブサポートセンター TEL：043-245-9420

所在地：千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル3階

(8) 養育費・親子交流に関する相談

養育費相談

***要予約**

専門知識を有する弁護士による無料法律相談を行っています。養育費に関して少しでもお悩みのある方はご相談ください。

対 象：県内にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方

相談日：毎月第2土曜日 13時から16時、1人40分程度（予約締め切り日は3日前）

他に県内で移動相談もあります。

【お問い合わせ先】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 TEL：043-222-5818

親子交流支援事業

別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安感を抱いている場合や、父母が顔を合わせられない場合に、親子交流の場の付き添い支援や子どもの受け渡し支援を行います。場所や頻度等条件がありますので、詳しくはお問合せください。

◆対象

- ・子どもが14歳以下であること
- ・同居親と子どもが千葉県内在住であること
- ・離婚時等に親子交流の取決めをしていて、本事業の支援を受けることの同意があること

【お問い合わせ先】一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 TEL：043-222-5818

(9) 人権相談

【(9)～(12) お問い合わせ先】地域共生推進課 TEL:0438-38-3089

人権・行政合同相談

***要予約**

親子・夫婦・相続などの家庭問題、借家・金銭・雇用などの民事上のトラブル、差別・嫌がらせなど、人権上の問題や悩み事の相談に応じます。

相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎週月曜日 13:00～15:00（祝日を除く）1人 25分以内。

(10) 木更津市の法律相談

法律相談（木更津市地域共生推進課）

***要予約**

市民を対象とした「弁護士による無料法律相談」を毎月実施しています。

民事全般に関しての相談にご利用いただけます。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎月第2・第4木曜日 13:00～17:00（祝日を除く）1人 30分以内。

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日 8:30 から受付を開始します。窓口・電話でお申込ください。

(11) 行政書士相談

行政書士相談（木更津市地域共生推進課）

***要予約**

市民を対象とした「行政書士相談」を毎月実施しています。

相続、遺言、離婚、成年後見、賃貸借、契約文書作成、外国人の在留手続、各種許認可申請などの相談にご利用いただけます。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎月第4火曜日 13:00～16:00（祝日を除く）1人 30分以内

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日 8:30 から受付を開始します。窓口・電話でお申込ください。

(12) 交通事故相談

交通事故相談(木更津市地域共生推進課)

***要予約**

千葉県内に在住または在勤の方を対象として、毎月2回、県の選任相談員による「交通事故相談」を実施しています。相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：5月～3月(4月未実施)の毎月第2・第3水曜日 10:30～12:00、13:00～15:00(祝日を除く)1人60分以内

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日8:30から受付を開始します。相談日の2日前(土・日・祝日を除く)までに窓口・電話でお申込ください。

(13) 他機関の法律相談

法律相談(木更津市社会福祉協議会)

***要予約**

市民で初期相談の方を対象に法律に関する専門的な相談に弁護士、及び相談員が応じ問題解決の手助けをしています。

開設日：毎月第2月曜日・第3月曜日・第4水曜日(但し、祝祭日並びに8月13日から8月15日・12月28日から12月31日・1月2日から1月4日を除く)

相談時間：13:00～16:00(1人30分程度6名まで)

相談方法：来所(木更津市民総合福祉会館内)

【予約について】

当月分の予約を月初の平日8:30から受付を開始します。電話でお申し込みください。

【お問い合わせ先】 木更津市社会福祉協議会 TEL：0438-25-2089

法律相談(法テラス〔日本司法支援センター〕)

お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的に困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

【お問い合わせ先】

◆法テラス・サポートダイヤル TEL：0570-078374

(受付時間：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00、日曜・祝日及び年末年始を除く)

◆法テラス千葉 TEL：0570-078315

(受付時間：平日9:00～17:00、土日・祝日及び年末年始を除く)

所在地：千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F

